

平成30年度 八王子市一般介護予防サロン活動支援事業

「常設サロン支援金」交付団体 募集要項

本要項は、『八王子市一般介護予防サロン活動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）』第1条に規定する目的に沿った運営を効率的・効果的かつ安定的に行うことができる団体を募集し、決定された団体に対し、『八王子市一般介護予防サロン活動支援事業 常設サロン支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）』第3条に規定する運営に関する支援金を交付するためのものです。

《実施要綱》

(目的)

第1条 八王子市一般介護予防サロン活動支援事業は、高齢者の集いの場を運営する団体を支援し、地域でのレクリエーション・趣味活動、介護予防活動を通じ、高齢者の生きがいを高めることで、孤独感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防することを目的とする。

《交付要綱》

(支援金の種類等)

第3条 別記 ～簡略～

(1) 週1日(年48日)以上運営

ア 運営費補助	年額(上限)	3万円	【注1】
イ 会場費補助	年額(上限)	15万円	
ウ 準備経費支援金	年額(上限)	50万円	

(2) 週3日(年144日)以上運営

ア 運営費補助	年額(上限)	18万円	【注2】
イ 会場費補助	年額(上限)	30万円	
ウ 準備経費支援金	年額(上限)	50万円	

【注1・2】

ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金(12万円)と併用で申込可のため、実質の運営費補助は、週1回以上で年額上限15万円(初年度半年:7万5千円)、週3回以上で年額上限30万円(初年度半年:15万円)になります。ふれあい・いきいきサロン活動支援事業を受けていない場合は、別途申込が必要です。

1 平成30年度 支援対象期間について

平成30年10月1日 から 平成31年3月31日 まで 【注3】

【注3】一度選定(支援)を受け、実績報告書により効果が認められる場合、次年度以降については、選定が免除され更新することができます。

2 事業の内容について

実施要綱第5条に基づき、次に掲げるものを総合的に実施することとします。

- (1) 地域での介護予防に取り組む活動(運動・体操指導、各種講座の開催、脳トレ等)
ただし、介護予防の運動・体操については、原則週1日30分以上取り入れることを必須とする。
- (2) レクリエーション・趣味活動等
- (3) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流活動

3 支援の条件について

以下の条件を満たしていることが、支援の条件となります。

- (1) 実施要綱の基準・条件等を満たしていること（実施場所、運営時間、スタッフ配置数、参加費等の徴収、守秘義務等）※実施要綱をよくご確認ください。
- (2) 5年間続けて運営すること。
- (3) 衛生面や建築基準の基準・条件を満たしていること。（申請前に高齢者いきいき課へご相談ください）

4 支援金対象経費及び上限額について

対象経費及び上限額は、以下のとおりとなります。初年度は、支援期間が半年（平成30年10月1日～平成31年3月31日）のため、支援金交付要綱に記載されている支援金額の半額となります。【注4～11】

(1) 現在、「平成30年度 ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金」を受けている場合

運営日数	項目		対象経費	上限額	提出書類
週1日以上開設	A-1	運営費補助	ア 備品購入費(単価10万円以内のものに限る) イ 消耗品費 ウ 材料費(食材費を除く) エ 通信費 オ 印刷費 カ 講師謝礼(外部講師に限る) キ 改修費(軽微な改修に限る) ク その他、市長が認める経費	15,000円 【注4】	特になし
	A-2	会場費補助※	ケ 会場費 コ 光熱水費	75,000円 【注5】	会場費・家賃がわかるもの
	A-3	準備経費支援金(初年度のみ)※	開設までにかかる経費のうち、上記A-1、A-2と同様の経費	500,000円	見積書・工期等がわかるもの
運営日数	項目		対象経費	上限額	提出書類
週3日以上開設	B-1	運営費補助	ア 備品購入費(単価10万円以内のものに限る) イ 消耗品費 ウ 材料費(食材費を除く) エ 通信費 オ 印刷費 カ 講師謝礼(外部講師に限る) キ 改修費(軽微な改修に限る) ク その他、市長が認める経費	90,000円 【注6】	特になし
	B-2	会場費補助※	ケ 会場費 コ 光熱水費	150,000円 【注7】	会場費・家賃がわかるもの
	B-3	準備経費支援金(初年度のみ)※	開設までにかかる経費のうち、上記B-1、B-2と同様の経費	500,000円	見積書・工期等がわかるもの

(2) 現在、「平成30年度ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 支援金」を受けていない場合

運営日数	項目	対象経費	上限額	提出書類
週1日以上開設の場合	C-1	運営費補助 ア 備品購入費(単価10万円以内のものに限る) イ 消耗品費 ウ 材料費(食材費を除く) エ 通信費 オ 印刷費 カ 講師謝礼(外部講師に限る) キ 改修費(軽微な改修に限る) ク その他、市長が認める経費	75,000円 [注8] (ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金含む)	特になし
	C-2	会場費補助※ ケ 会場費 コ 光熱水費	75,000円 [注9]	会場費・家賃がわかるもの
	C-3	準備経費支援金(初年度のみ)※	開設までにかかる経費のうち、上記C-1、C-2と同様の経費	500,000円
運営日数	項目	対象経費	上限額	提出書類
週3日以上開設の場合	D-1	運営費補助 ア 備品購入費(単価10万円以内のものに限る) イ 消耗品費 ウ 材料費(食材費を除く) エ 通信費 オ 印刷費 カ 講師謝礼(外部講師に限る) キ 改修費(軽微な改修に限る) ク その他、市長が認める経費	150,000円 [注10] (ふれあい・いきいきサロン活動支援事業支援金含む)	特になし
	D-2	会場費補助※ ケ 会場費 コ 光熱水費	150,000円 [注11]	会場費・家賃がわかるもの
	D-3	準備経費支援金(初年度のみ)※	開設までにかかる経費のうち、上記D-1、D-2と同様の経費	500,000円

※「空き家」や「個人所有の物件」「商業施設」等で実施する場合は、支援金の使途について、事前に八王子市(高齢者いきいき課)へよく確認するようにしてください。

※準備経費支援金については、市で査定があります。

5 運営の一括委託の禁止

本運営を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできません。

6 募集団体数

平成30年度、募集する団体の数は、以下のとおりです。

募集団体数	5団体(予定) [注12]
-------	---------------

[注12] 予算の範囲内で、選定団体数が増減することがあります。

7 申請資格・申請条件

本事業の対象となる資格・条件は、次に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- (1) 地域においてサロン活動を自主的に運営する非営利の民間団体であること。
- (2) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示している団体であること。
- (3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施する団体であること。
- (4) スタッフに複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含んでいること。
- (5) 近隣住民（町会・自治会等）の理解を得ていること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 市内に活動拠点があること。

8 応募方法 [注13]

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間

平成30年6月1日（金）から平成30年6月29日（金）まで

イ 配布場所

八王子市福祉部高齢者いきいき課

八王子市元本郷町三丁目24番1号（市役所本庁舎1階24番窓口）

電話：042-620-7243

時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日は除く）

(2) 提出書類 《提出書類はA4サイズとします。》

ア 支援金交付申込書等（交付金要綱に定める様式1号）

イ その他書類

- ① 会場費・家賃がわかるもの（任意様式）
- ② 準備経費支援金（初年度のみ）の見積書・工期等がわかるもの（任意様式）

[注13]募集要項・各種様式は、市ホームページでも公開しています。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/004/004/001/p014167.html>

(3) 申請書の提出

上記（2）で掲げるア及びイの書類を、平成30年6月29日（金）17時まで（厳守）に高齢者いきいき課に提出してください。

(4) その他

- ア 提出期限は厳守してください。また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は、原則認めません。（ただし、本市から指示した場合は除く。）
- イ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、補助金の交付ができません。
- ウ 提出いただいた書類は返却いたしません。
- エ 申請に際して発生する費用は、すべて団体の負担とします。
- オ 八王子市が提示する設計図書の著作権は、八王子市及び設計者に帰属し、応募団体の提出する書類の著作権はそれぞれの団体に帰属します。
- カ 今回提出された資料については、審査後に公表させていただく場合があります。

9 審査・選定に関する事項

(1) 審査・選定方法

申請書類の評価と地域（圏域）のバランス、市の計画等を総合的に判断し、優先度の高い順に選定します。

当該年度落選しても、次年度以降、選定される場合があります。

(2) 選定結果の通知

平成30年8月20日（月）までに「八王子市一般介護予防サロン活動支援事業 常設サロン支援金交付団体選定結果通知書」を応募団体に郵送いたします。

10 支援金に関する事項

交付団体として決定された団体には、別途「八王子市一般介護予防サロン活動支援事業 常設サロン支援金交付申請書」等の書類を送付します。

11 その他

(1) 緊急時の対応

一般介護予防サロン実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、運営団体は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければなりません。

また、事故が発生した場合、運営団体は市と協力して事故の原因調査に当たるものとします。

(2) 個人情報保護

ア 本事業を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)、八王子市個人情報保護条例(平成16年八王子市条例第33号)及びその他の関係法規等を遵守するものとします。

イ 個人情報の保護については、補助期間が満了若しくは補助を取り消された後においても遵守するものとします。

(3) 応募辞退

応募受付後に辞退する場合は、書面（団体の代表印あり）でお知らせください。（任意様式）

(4) 支援金の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、支援金決定を取り消すことがあります。

ア 団体が遵守すべき関係法令等に違反したとき

イ 団体が運営を継続することが適当でないと市が認めたとき

ウ 団体が運営を適正に履行することができないと市が認めたとき

エ 事業そのものが廃止となったとき

オ 団体又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

12 問い合わせ・提出先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 元気応援担当（八王子市役所本庁舎1階24番窓口）

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話番号 042-620-7243

FAX 042-623-6120

E-mail b440300@city.hachioji.tokyo.jp